広報
さめがわ

第132号
昭和39年
11月15日発行

編集兼発行
鮫川村役場
鮫川村公民館
塙町　佐藤印刷所

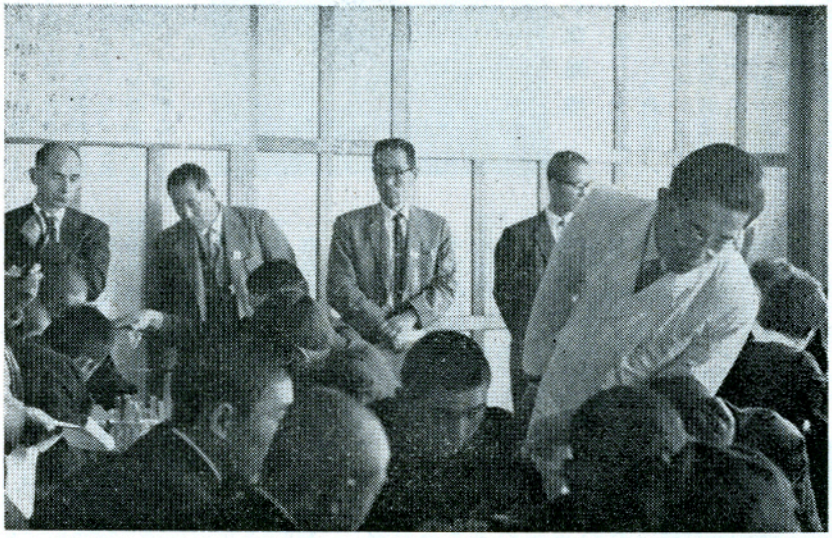

青年教育の研究会

高校鮫川分校は、なんといつても村の最高学府。村の知性を高める重要な一翼をうけもつところ——

先には県教委の折笠教育長も来られ、10月の分校運営研究会には、この道の権威者鮫島教育次長もわざわざ来られて、陳頭指導が行われました。

小さな分校の研究会に県下の有名高校長が9名も出席されたのもめずらしいといわれました。



山村教育の西山校

阿武隈の山なみをいろどる紅葉も美しい10月30日、県教委などの主催で、山村教育研究会が西山小学校で開催されました。

恵まれない環境の学校で、どのようにして学力を高めるかが、研究の主題でした。

各地から参会された先生方は、西山校の新しく美しい校舎、整つた設備、清潔な給食施設、地域環境との密着ぶりや、先生方の呼吸の合つた努力に感嘆しました。

米の調整に　期待をかけて

今年の天候は異常つづきで春の凍霜害は桑園をほとんど全滅にし、春蚕収入を皆無にしました。

その後も温度は低く、雨が多かつたが、葉イモチだけは農家の皆さんの努力で、昨年よりは小範囲に止めることができました。

七月下旬からの高温で稲作は大分回復したのですが、その後引続きの長雨と、二度来た台風の被害で豊作の夢は破れました。

タバコの品質低下も甚だしいようです。

それでも政府売渡米の予約数量は二四、八七一俵となつております。収獲調製期の好天候と、農家の皆さんの御健闘をお祈りします。

11月の人口と世帯

人口	7,722	(−6)
男	3,823	(−1)
女	3,899	(−5)
世帯数	1,234	(−1)



小岩井農場にて(1)

去る九月一日より二十日まで本村の畜産研修生として岩手県小岩井農場に派遣した、東野の鈴木孝雄君と青生野の土手内隆男君より報告記が寄せられましたので、二回にわたり本欄に掲載いたします。

宣伝と販売

私たちは九月一日午後四時盛岡駅に着きましたが駅構内のデパートに、小岩井農場（以下農場と略）の乳製品、バター、牛乳、ヨーグルトなどが多数陳列されていました。

駅前の町を見ると英語でバーベキューの看板で大きな農家を型どったような建物があるのに気がつきました。これは農場で生産された物を主として営業している酒場のようなところでした。



広大な農場

盛岡から汽車で二十分小岩井駅に着いたところ農場のバスが私たちを待っていましたバスの両側に真青な牧草が防風林（から松）にかこまれた中をバスは走り、約十五分で農場内の農産部に着きました

海抜二、一〇〇米の岩手山を背景にした農場は広大な平地に恵まれ、総面積二、六〇〇町歩の内、農耕牧草地は八百町歩であとは山林です。

この農場は法人で会社組織になつており、すべてが企業化されて働く人は事務員まで含めて二百五十人、場内には学校、医院、郵便局まであり一部落をなしています。

専門ごとの経営

農場の経営組織は

①種牛部（純ホルスタイン種牛系統の繁植）

②種鶏部（原種鶏の生産、約一万五千羽）

③乳業部（市乳の販売加工）

④農産部（牧草と飼料作物の栽培、乳牛飼育、短角牛肥育、緬羊と豚の野良飼い、野良飼い乳牛の搾乳）

⑤山林部（伐採、搬出集材、製材販売）

⑥観光事業（バス自家用車で見学一日平均約三十台余）に分れ経営されています。

私たちは農産部に入り全般的な実習を受けました。

（写真は宿舎前で鈴木土手内の両君）



村の財政

②市町村民税減税補てん債

昭和三十九年度の減税政策のうち市町村民税の改正は、住民の税負担を軽くし、市町村間における税負担の不つりあいをなくすことを主眼として行われました

これまでの民税所得割の課税のしかたは、所得控除で、ただし書方式という方法をとる市町村が多かつたのです。これは財政上特別の必要がある場合には、条例の定めによつて控除額を限定することが出来たので、各市町村間で課税方式が統一されておらず従つて税の不つり合いが多かつたのです。四十年度からはただし書方式がなくなり本文方式に統一されます。

それで三十九年度分については、ただし書方式から本文方式に移る経過年次として、特別方式によつて課税されたわけです。

この改正の円滑な実施を図るために、国が、特に三十九年度及び四十年度の減税に伴う減収額について、市町村民税減税補てん債という特別な起債（以下「特例債」という）を認めることになつたのです。

それぞれ五年間定率（年六・五%）により借入日以降七年以内の年二回元利均等に返す方式で、大蔵省の資金による起債です。

この特例債は他の起債とちがつて、一般財源（使途目的が決つていない金）として使える重要な財源です。

このような経過でわが村でも本年度の村民税減収額補てんのため六〇万円の特例債が自治大臣から許可され八月に借入されました。

さきにも記したように国の減税政策による特例債であるから、元利償還金の三分の二相当額は国が元利を補給し、残りの三分の一は次の年に算定される地方交付税の算定に需要額として認められることになつています。

大変有利な起債で、元金も利子も国が面倒をみてくれるというわけです。

今後の特例債の年度別許可予定額は次のとおりです。

四十年度	一五〇万円
四十一年度	一二〇万円
四十二年度	八〇万円
四十三年度	五〇万円
四十四年度	二〇万円
計	四二〇万円

（財政係長）

議会だより

◉第十一回議会

十月三十日に第十一回鮫川村議会臨時会が招集されました。

付議事件と結果

1 会議録署名議員の指名（六番大竹・七番山形議員）

2 会期の決定（一日間）

3 報告事項

(1)例月出納検査結果報告

(2)一般村政報告（村長）

(3)村立青生野小学校改築に関する陳情書の内容報告

(4)請願第五号在外私有財産補償促進についての請願（一応受理し紹介議員を通じ請願先変更を指図）

4 請願第四号、土地の所有権移転登記履行に関する請願（特別委員会に付託）

5 村長提出議案第六六号、昭和三十九年度鮫川村一般会計補正予算（第七号）（原案可決）

（議会事務局）

造林地申請と苗木の申込

農家の所得増加をはかるため造林地は年々増していますが、四十年度の申請を十一月中に行ないます。

詳しいことは総代を通じて連絡いたしますが申請を怠りますと補助金が交付されませんので忘れないで下さい。

（森林組合）

自主納税推進運動

税と住民生活の結びつき

実施期間は十一月一ケ月間で、運動の目標は、住民の福祉増進の上に、自主財源である地方税が果す重要な役わりについて、納税者の理解を一層深めていただき、税金と住民生活の結びつきを強化することにあります。

実施の概要は、税は自から申告して自から納付するものであることを主眼としたポスターを村内各所に掲示し、チラシや回覧文書等をもつて趣旨の普及を行います。また、未納者に対しては催告状の発付を行います。

納税組長さんにはこの際積極的に未納組合員に対し早期完納を督励していただくようお願いすると共に、未納者におかれましても是非本運動に御協力下さるようお願いします。

（税務課）

おめでた

九月

二七日中沢　石井　直光

三〇日上耕地　遠藤　康雄

十月

一日大沢　石井まゆみ

二日中野町　赤坂　邦弥

一〇日荻野沢　江田　昌栄

一三日大久保　生田目晴美

一三日大竹　岡部　雄大

一三日下　菊地　辰雄

一五日酒垂　鈴木美富子

一九日鍬木田　添田　浩志

二二日彦次郎　西戸　勝美

おくやみ

十月

一日上耕地　赤坂　啓65

二日戸草　三瓶　格治74

六日大久保　生田目キヨ92

九日大房　吉田　一兄54

一〇日中山　山形　衆治72

一二日薄ケ久保　高木フク68

二五日茅　白坂　ゲン67

二八日大久保　生田目久吉72

逝く秋をおしむ



山なみの美しい季節は農繁の季節。学童は写生に余念がない。



新宿地内の道路の舗装は今年も進められる。



学力テストでも県下一だつた鮫高が、野球では村内一位。



可搬式消防ポンプを今年も3台購入、西野、西山富田へ。

今年の文化祭

村長　石田卯子八

わが村恒例の文化祭は、今年で十七回になります。

去年からは十月十一月にかけて散開方式で行事をもつことにしましたが、今年は既に村民運動場の竣功を祝う村民体育祭や野球大会が十月中に終りました。

十一月は、畜産綜合共進会の十一日を初めとし、二十一日、二十二日の各種展示会、自衛隊の音楽演奏会で終ることになつております。

今年は春から凍霜害に次ぐ異常乾燥、二本の台風をつないでの長雨で、まことに苦労の多い年でした。

それで今年の文化祭は、村のかたがたの心をなぐさめ、あたためるような行事にしたいと念願しているわけです。

鮫中体育館ができて初めてのことになりますので、レクリエーション行事の中心はそちらに移ることになりましよう。

公民館は産業関係の各種展示会に会場を提供することになります。

高校分校は前年と同じく、生徒の作品展を中心として、村で作つた8ミリ映画の映写会も予定されております。

鮫小会場と青年研修所会場は今年は使用されず、学童の作品展は鮫中会場に、生活改善関係は公民館に移ります。

今年は特に自衛隊郡山駐とん部隊と、福島テレビから格別の御協力をいただくことになりました。

自衛隊は音楽隊を派遣されるばかりでなく、広報室が設けられ、御自慢の武器展示があり、大砲の射撃も見られるというわけです。

福島テレビからは、楽団と歌手が出演される予定です。

二十一日と二十二日の集中行事には、わが村独特の「農村のお嫁さんに感謝する会」新しく「お母さんをたたえる会」が計画され、いつも忙しく働いておられる御婦人がたをお慰めすることになりました。

駅伝競争は容易でないという声もありますが、今年は青年会の皆さんが張り切つているので、盛んなレースが期待されます。

文化の水準……といつても単純な数字で表せるものではないが、これをたえず引上げていく最も有力な要因は、教育、教養にあるといえるのではないかと思います。

わが村の小・中・高の教育機関、社会教育機関が健全な機能を発揮していくための配慮。産業文化の面では産業団体の活発で統一ある活動の推進について、この機会にも十分考えてみたいものです。

国保だより

保険証はいつも手元に

保険証（被保険者証）は保険を扱う病院・診療所の窓口に提出すれば医療費の一部を支払うだけで、必要な一切の保険診療を受けることのできる大切なものです。

したがつて、用がすんだなら、そのつど、すぐ返してもらい、手元に保管しなければいけません。

知らぬまに、あなたと関係のない医療のために使われた場合、それは、あなた自身の直接の被害にならなくても、国保は請求された医療費を支払わなければならないのです保険証は医者にあずけつ放しにしておかなければ、保険診療はうけられないと思うのは間違いです。記録欄に記入する必要がある場合は、そのときに改めて提出すればよいのです。

東京のある健保組合では、死んだ人が死後三ヶ月も保険による入院治療を続けていた例があつたそうです。

これはごく一部の開業医にみられた例だとは思いますが保険証のあずけつ放しは、とかくダラダラ治療をまねく恐れがあります。

関係者の間では「作文医療」という言葉さえ使われているそうですが、万一にもそんな間違いがないように、私たちはせめて保険証を手元に保管するということで、それを防ぐことに協力しましよう。

母子健康センター着工

東白川郡下初めてのセンターがいよいよ中野字巡ケ作地内に、総工費五百万円で木造平屋二百四十平方米の建て物が、塙町大滝工務店の請負で着工され来年三月までにモダンなセンターがお目みえする予定です。

せんきよ

公職選挙法の一部が改正になり、その中に「随時補充選挙人名簿登録申出の制度」が新らしくできました。

従来の補充選挙登録制度は申請の期間が限られていたため登録の機会を失う場合がありましたが、このようなことを改善するため、随時申出の制度が加えられた訳です。この改正により、新有権者や住所移転者等は、居住地の選管に随時（いつでも）登録の申出をしておくことができます。審査の結果、資格を具備している場合は補充選挙人名簿に登録されることになります。又登録の申出は本人に限りと改められたので代理による申請や申出はできません。申出用紙は村の選挙管理委員会に用意してあります。

（選挙管理委員会事務局）

告知版

診療自動車入る

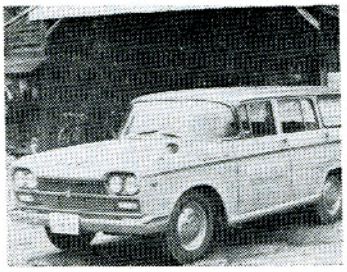

無医地区解消対策の一環として去る十月十五日に八十万円（三分の一国庫補助）で購入しました。これは往診と母子センターの入所用として使われます。

渡瀬中に技術工作室

産業教育振興のため本村では始めての工作室が塙町大滝工務店の請負により（建築費約百三十万円）、このほど着工、完成は十二月末の予定です。

× × ×

十一月十九日に東白川郡PTAの研修会が郡内の会員三百余名が参加して鮫川中学校で開かれます。

× × ×

小学校高学年（五、六年）の学習指導法を研究するため村内各校の担任教諭が富田小学校で、十一月十一日に研究会を開きました。

（教育委員会）

老人クラブの近況

西野長寿会…七月に五三名が参加して大型バス一台を貸切り小名浜港より内郷ヘルスセンターに旅行。

西山老人クラブ…九月十四日に西山小の運動会を参観し秋季総会を開催。

渡瀬老人クラブ…十月二日に村民体育祭を参観。

中野長生会…十月三十日に新産都市郡山地区を見学、二本松の菊人形を見て岳温泉で休養の旅行。

西野長寿会…十一月十日に秋季総会を開催し演芸などの慰安行事を行った。

（住民課）

小型動力ポンプ三台を購入

現在、小型動力ポンプ十七台をそれぞれ配置してありますが、本年度は三台とも国庫補助をうけ購入しました。

三台の補助該当は全国でも稀だといわれております。

これで小型動力ポンプは二十台となり、わが村のように水利が人家より離れている場合は、小型動力ポンプの活動範囲は広く、過去の火災からみてその成果は大きなものがあります。

今度購入したポンプは、→

郷土の伝説【24】

さし石の伝説

中井恒雄

赤坂中野字新宿から石井草に至る道路、石井坂の川岸に立派な巨岩がよっきりと立っている。

この石が「さし石」であるちょうど丸い万じゆうの真中



あるいは上古時代といわれるころからかなり繁栄したシュ落があつた。この巨岩は当時に男性の〝一物〟を立てたとそつくりである。

石井部落は縄文時代から、の人々の信仰の神さま〝道祖神〟であつた。

この道祖神というのは、村や境や峠などにあつて悪疫を防いだり、旅立つ者の安全を守つてくれたりする神さまだということになつている。

道祖という語は古代中野における旅行安全の神さまの名であり、これに相当する日本国中の信仰は境界を守り、悪霊を入れないというのが、この神さまの主なるものである

→西野、西山、富田に配置されました。

これから火災シーズンに入ります。お互に火の用心をし無火災の村づくりに御協力下さい。

（庶務課）

イノシシ第一号

昨年あたりから村内各所に出没し農作物を荒しまわっているイノシシが、今年は早くからでまわり去る九月末に石井草地内で稲を食い荒しているところを、同所の中川西吉次さんがみつけ一発のもとにしとめました。このイノシシはオスで三才位、約五十キロありました。

（写真は吉次さん…中央…とイノシシ）



鮫高チームが初優勝

文化祭行事の一環として十月三十一、十一月一日の二日間にわたり村民運動場にて野球連盟加盟の八チームが参加して野球大会を開催、強風吹き荒れる悪コンデイシヨンのなかで熱戦を展開したが、名監督（渡部教諭）を迎えた鮫高チームが初優勝をかざつた成績は次のとおり。

第一回戦

鮫高7A—0富田
渡瀬5A—0東石
中野7—3西野
西山2—0役場

第二回戦

鮫高11A—3渡瀬
西山2—1中野

決勝戦

鮫高1A—0西山

※ ※ ※

知つておきたい

請願の手続

請願は憲法第十六条で保障された国民の権利であり、住民自治の精神から直接住民の声を議会及び行政に反映させるために認められた制度であり、請願をしたためにいかなる差別待遇も受けないことを保障されているので日本国民である以上当然の権利として請願しうるわけです。

⊙請願はどうゆう要領でどこに提出すればよいのか

請願書は請願法第三条により関係官公署に、又地方自治法第一二四条により地方公共団体の議会に提出することになつています。

請願は必ず邦文による文書をもつて行い、その内容には必ず請願の趣旨、提出年月日請願者の住所氏名、捺印がなければなりません。又議会に請願するときは紹介議員の署名、又は記名捺印がなければ請願書として受理されません

⊙受理と採択、不採択とは、

議会に請願書が提出された場合は請願趣旨の如何を問わず前述のとおり形式さい整つておれば必ず受理することになつています。そして議会で慎重に審査し必要且つ重要なものは採択し議会としての意見書を添えて関係執行機関に請願の趣旨に添うよう処理を求めることになつています。従つて請願に適しないもの又は実現不可能なものは不採択となります。

陳情書の場合は別段形式が定められていませんし必ず受理するという法律上の義務はありませんが、民意の反映であることには請願と変りないのでその内容が請願に適合するものは請願書の例により処理するようにしております。

紙面の都合により簡略いたしましたので詳わしいことは議会事務局におたづね下さい

（議会事務局）

あとがき

文化祭も回をかさねて十七回、新しい企画をと毎回苦労しますが変りばえのしないものになりがちです。

本年はレク行事が鮫中屋体にまわるので公民館や高校の会場には人が集らず、さびしくなるのではないかと心配されますので、内容に変化をもたせようと係では苦心しています。こちらのほうもお忘れなくごらんになつて下さい。